

いつか、くるときのために。



日本司法書士会連合会提供

相続登記促進親善大使 (法務大臣任命) 高橋恵子さん

相続・遺言などのご相談はお近くの司法書士へ

令和6年2月は

「相続登記はお済みですか」月間です。

(令和6年4月1日相続登記は義務化されます)

相談  
無料

令和6年2月1日(木)～29日(木)までの1ヶ月間は  
滋賀県内の各司法書士事務所で相続に関する  
無料相談をお受けします。

お問合せは

相続登記相談センター

077-511-9956

受付時間／平日 午前10:00～12:00 午後1:00～4:00 年末年始、土日祝日を除く



X(旧Twitter) 始めました!



滋賀県司法書士会  
オリジナルキャラクター  
「しよしまる」

お問い合わせ先 平日／午前9:00～12:00 午後1:00～4:00

滋賀県司法書士会

077-525-1093

滋賀県司法書士会

検索

